

尾多賀文書

親□書状に就いて

田口義之

はじめに

福山市の北郊、芦品郡新市町宮内に、かつて備後一宮として繁栄を誇った旧国幣小社吉備津神社が鎮座している。尾多賀文書はこの吉備津神社の社人尾多賀家に伝来した中世文書である。

文書の伝来は内容から推定して二通りの経路が考えられる。一つは吉備津神社々人尾多賀家固有のもの、他は中世吉備津神社の祠官であった有木氏関係のものである。

有木氏は吉備津神社が備後に分祠されると共に備中から備後に移ってきたと伝え、室町時代には新市周辺を本拠とした有力国人宮氏に属し、戦功によって神石郡豊松庄内に所領を得たという。しかし、慶長五年（一六〇〇）福島正則が芸備両国の大守として入国すると吉備津神社の社領は没収され、生活基盤を失った有木氏は備中松山へ逃れた。その後、吉備津神社は水野勝成によって復興され、有木氏も吉備津神社への復帰を望んだが、勝成の「衰微の時他へ逃れ再興の時に至っては帰来、所

司首長と申条、甚以奇怪なり、追下すべし」という断によって再び新市に帰ることはなかったという。（『備陽六郡志』）

その後の有木氏の足跡は明確でないが、この慶長、元和の混乱の中でこれらの文書が吉備津神社の社人尾多賀家の手に帰したのではなからうか。

尾多賀文書は、江戸末期の地誌『福山志料』、『西備名区』にも抄録が収められ、一部の人々には知られていたが、広く知られるようになったのは、近年『広島県史』が刊行され、その古代中世資料編Ⅳ「県内文書編」に収録されてからである。

『広島県史』古代中世資料編Ⅳ「県内文書編」（以下「県史」と略す）に収められた尾多賀文書は左の六通である。

- 一、文明十八年十月十二日付 小田九郎左衛門尉信家去渡状
- 二、明応拾三年十一月五日付 小田長門守信家去渡状
- 三、明応五年十二月十九日付 宮政盛安堵状
- 四、永正八年四月八日付 宮政盛安堵状

五、年不詳二月七日付

隆信書状

六、年不詳五月十日付

親□書状

一、二号文書は先に述べたように尾多賀家に固有のものと考えられる中世の社人文書である。三、四、五、六号文書が有木氏に伝来したと考えられるもので、主に国人官氏と有木氏の關係を示すものである。

ところで、この四通の有木氏關係文書の中には差出人の姓不詳とされているものが二通（五、六号）含まれている。そのうち、五号文書は、原本を見ると端裏ウハ書の「隆信」の右上に「刑」と官途「刑部少輔」を略したと考えられる文字が残り、福山市芦田町を本拠とした官氏の有力庶家有地氏の二代隆信のものと推定されるが、六号文書は姓はおろか実名さえも不詳とされている。

幸い筆者は二度程尾多賀文書を実見する機会を得、六号文書も詳細に観察することができた。以下、原本によって得た所見をもとに六号文書の発給者の姓名を明らかにし、文書発給の背景に迫ってみたい。

従来 の 解 釈

県史編纂者は六号文書の発給者を「親□」とし、実名の下一字を明らかにしていないが、さかのぼって江戸末期には発給者を「親知」とし、鎌倉時代の永仁五年（一二九七）のものとする見解が一般的であった。

江戸末期の福山藩の地誌『福山志料』をひもとくと、卷十八宮内村吉備津神社の条に次の記載がある。

同一通

統目之判之儀京都へ申上候処調候間只今遣候云々

五月 日

親知 判

有木小次郎殿

通証ニ親知ハ亀寿山城主小野宮ナリ此書状ハ右ノ六波羅ヨリノ免状到来ノ節来リシ書状ナルヘシ

文書冒頭の文言は後に掲げる尾多賀文書六号と同文であるから、ここで問題にしている文書に間違いない。

「親知ハ亀寿山城主小野宮ナリ」の小野宮は官氏のことを指し、『西備名区』にも親知は南北時代に活躍した官盛重、同兼信より前代の亀寿山城主としている。

両書とも、親知の姓を官氏としているのは、尾多賀文書三、四号の宮政盛安堵状に見る官氏と有木氏の關係から推して妥当であろう。問題はこの両書が文書の年代を鎌倉時代後期に置いたことである。

原因は『福山志料』が「右ノ六波羅ヨリノ免状到来ノ節来リシ書状」としているように「六波羅免状」（永仁五年四月三十日）にあることは明白である。

『福山志料』や『西備名区』の著者は「親和」書状に、「統目之判之儀京都へ申上候」とある「統目之判」を「六波羅免状」のことと判断し、同書状をそれと同時期のものとして断定したのである。書状の月日（五月日）と「六波羅免状」の月日（四月三十日）の連続性もこの推定を助けたであろうし、「京都」という文言も、六波羅探題の所在地として、著者の考えを補強したのである。

『福山志料』等のいう「六波羅免状」とは左の文書のことである。

宛賜 有木郷

右免田守先例可令領知事

但於御公事者守先例可令

勤仕之状依仰如件以下

永仁五年四月三十日

平 花押

沙 弥花押

古文書の型式は、初めの部分が解説不能のため、断定できないが、書止めが「以て下す」となっているので所領宛行の『下文』と思われる。

『福山志料』等は署判者の「平」を六波羅探題北条式部太輔時輔、「沙弥」を同じく北条駿河守範貞するが、年代が合わず不明である。あるいは北条得宗家の家政機関である「公文所」奉行人であろうか。

もし、この文書（以下、『某下文』と呼ぶ）の内容が、六号文書のそれと一致すれば『福山志料』等の言うところが正しく、「親知」は鎌倉後期の人物で六号文書は福山地方には珍しい鎌倉時代の文書ということになる。

しかし、残念ながらこの説は首肯できない。

『某下文』の内容は、「有木郷」（現神石郡豊松村有木）を免田として某者（有木氏であろう）に与える、というもので六号文書の「統目之判」とは何の関係も無い者である。又、右の「某下文」は原本を閲すると、

小ぶりの料紙に弱い筆勢で書かれ、当時の正文とするには些か躊躇するものである。『県史』にもこの文書は収録されていないが、編者もこの点を考慮して掲載を見合わせたのであろう。

親知か親忠か

『福山志料』等が発給者の実名を「親知」としているのも問題である。原本に当たってみると、確かに「親」の下の字を「知」と読むことも可能である。しかし、草書の「知」は、同じく「忠」とよく似た字体であることも忘れてはならない。

一般に古文書を解説する場合、前後の文脈を勘案して文字の解説を進めていくものである。特に「知」や「忠」のように字体が似通ったものは、その一字のみを取り上げて解説を進めても意味不明に終わることが多い。

この場合、一般の文章と違って、署名であるから一般的な古文書解説法を直接当てはめるわけにはいかないが、類似の手法を取ることは許されるであろう。

それは、この文書を単独で取り上げるのを止め、発給者の実名に「親」がつく文書を探し、「親知」と読むべきか、「親忠」と読んだほうが良いかを判断することである。

この見地に立って備後地方、特に備南の中世文書に当たってみると、六号文書の発給者の実名を「親知」と読むよりも、「親忠」と読んだほうが良いことに気付く。

理由の一つは、「親知」なる人物が発給した文書は普見の限り一通も無いのにも拘わらず「親忠」と署名のある文書は写しではあるが何通か存在することである。

『福山志料』所収文書

桑木迫林伐取事堅可停止、若於背此旨輩者、可処斂科乃状如件。

永正九年十二月十三日

新五郎 親忠（花押）

『萩藩閥閥録』卷一四九 宮与左衛門

昨日九日於柏村表合戦、被打太刀之条粉骨無比類候、弥被抽忠節者可為神妙者也、乃状如件

永正十八

四月十日

親忠 判

小奴可又次郎殿 進之候

尚且つ、尾多賀文書中の有木氏文書の示唆する有木氏と宮氏との関係からして、六号文書の発給者を親忠とした方が、他の有木氏文書とからめて理解しやすいのである。

先に有木氏は備後の有力国人宮氏に属し功があったと述べたが、もうすこし厳密に言えば、宮氏と有木氏の関係は、国人宮氏に対して有木氏はその被官として主従の間柄にあったと推定される。有木氏の家督相続を認めた宮政盛安堵状（三、四号文書）がその例証である。

そして、宮政盛の嫡子がはかならぬ「親忠」であったのである。

親忠が宮政盛の子息であったことは『徳雲寺記』續曹洞宗全書所収、宮政盛肖像贊写に「令嗣親忠會命工卑肖其容」とあることよって明らかである。更に親忠が政盛の嫡子であったことは、先に掲げた宮親忠感状と同日付の宮政盛感状（萩藩閥閥録卷一四九）が存在し、父政盛とともに宮下野守家の家督として家臣の戦功を賞したものと考えられる。むろん、先に掲げた『福山志料』所収、新五郎親忠禁制もこの人物が発給したものである。古文書を先入感を以て解読するのは、危険を伴う行為であるが、他面、今まで不明とされていた事柄に光明を与えることもある。

文書の内容と背景

文書の発給者を宮親忠とすることによってその内容は極めて分かりやすいものとなる。

内容の解明に入る前に六号文書の全文とその読み下し文を掲げておく。

続目之判之儀京都

申上候処調被下候間

只今遣候目出度候同副

状為披見遣候 社頭

御供於無沙汰雖為

何時可改候由候間能々

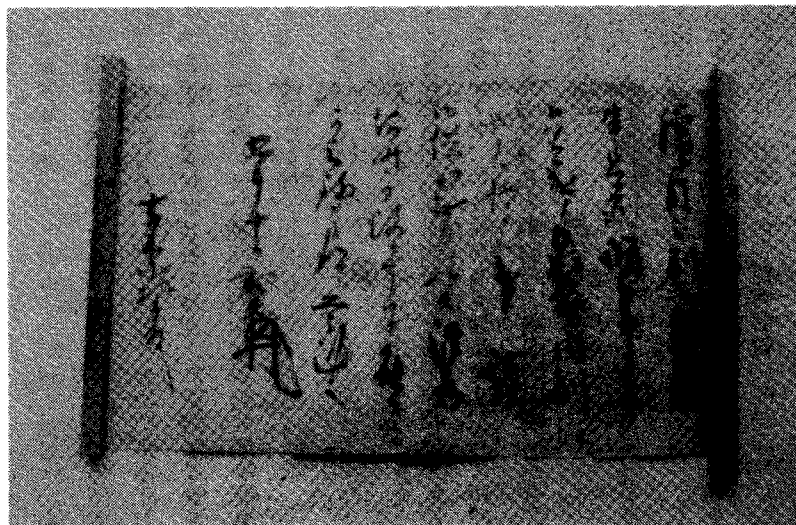
可被致其得候 恐々謹言

五月十日 親忠（花押）

有木小次郎殿

統目の判の儀

京都へ申し上げ候の処



調のへ下され候の間

只今遣はし候 目出度く候

同く副へ状被見の為遣はし候

社頭の御供、無沙汰に於いては

何時たりといえども改たむべく候の由に候の間

能くよく其の（心）得を致すべく候 恐々謹言

五月十日 親忠（花押）

有木小次郎殿

内容の核心は、書状冒頭の「統目之判」である。初めに述べたように『福山志料』等はこの永仁五年の『某下文』のことと即断し、文書の年代、発給者の実名を誤ったのであるが、「統目之判」とは、この時代家督相続を認めた「安堵状」のことを意味し、発給者が將軍ならば「御教書」、守護ならば「守護書下」と呼ばれる文書によって為されたものである。

次に、「京都申上候処 調被下候間 只今遣候」とあるから、親忠は有木小次郎の家督相続を京都に申請し、送られて来た安堵状を有木氏のもとへ届けたことがわかる。

「統目之判」の発給者は六号文書の署判者を宮親忠とすることによって容易に判明する。

先に述べたように尾多急文書中には親忠の父政盛が発給した有木氏宛の

安堵状が二通残っており、内一通（四号）の宛所は六号文書と同じく「有木小次郎殿」となっている。文書の年月日も「永正八年四月八日」で、月日だけ較べれば、六号文書の「五月十日」と一ヶ月の違いがあるのみで、安堵状が京都で作成され備後まで送られた日数を勘案すると、六号文書のいう「続目之判」は四号文書を指すものと考えてはば誤りはないと思われる。

亡父民部丞宗跡并知行分之事、無相違可被抱候、但專御神役勤、於諸公事以下者、如先規可有其沙汰者也、乃状如件

永正八年四月八日

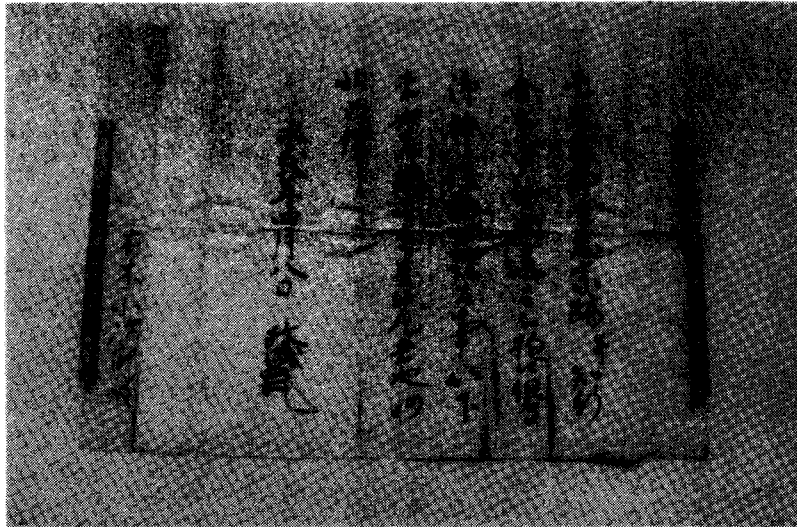
政盛（花押）

有木小次郎殿

これが問題の安堵状の全文であるが、内容を見ても六号文書の「社頭御供」は、安堵状の「御神役勤」に対応し、吉備津神社の祠官を勤めた有木氏宛の安堵状にふさわしい文言で、官氏が吉備津神社を勢力下に置き、祠官を被官としていたことを示すものとしても貴重な文書である。

官政盛が被官有木氏宛の安堵状を京都で発給しているのは、当時の中国地方及び中央の政情に深いつながりを持っている。

明応二年、菅領細川政元のクーデターによって將軍の座を追われた足利義種は周防の大内義興を頼り、大内氏の武力によって將軍の座に復帰



しようとした。大内氏も対明貿易の主導権を巡って細川氏と対立しており、義種を奉じることによって幕政を掌握し、併せて対明貿易の実権を手中に収めようとした。永正四年暮、大内義興は足利義種奉じて上洛の途についた。

この時、備後の国人衆も多く大内氏に応じ、義種に従って上洛したのである。『陰徳太平記』には、「備後に宮若狭守秀景入道、三吉式部少輔隆景、山内大和守直通、山名宮内少輔忠勝、木梨治部太輔通経、櫛崎三河守豊景」とあって宮政盛の名はないが、政盛も義種に従って上洛したことは確実で、政盛の京都での活躍は当時の記録に次のように見えている。

永正六年三月二十七日 政盛、御所ニ於ル犬追物ノ射手ヲ勤ム（犬追物日記）

同 十年 七月七日 政盛、將軍義種ノ三条御所御事始ノ小奉行ヲ

勤ム（後鑑）

永正十三年一月十一日 政盛、御普請始ノ祝トシテ將軍義種ニ太力一

腰ヲ献ズ（同）

同 十五年九月五日 政盛、將軍義種御事始ノ小奉行ヲ勤ム

（公方様御事始之記）

このように宮政盛の京都に於ける活動は永正六年から同十五年の約十年間に及んでおり、何故か、有木氏宛の安堵状が京都で作成されたのかは、政盛自身が当時京都に居たと考えれば容易に解けるのである。

勿論、政盛が十年間一度も帰国しなかったとは言えない。宮氏発給の

「禁制」を見ると、永正九年には親忠が発している（前掲）のに対し、永正十四年には政盛が出している（中戸文書）。禁制が最も端的に政治権力の発現を表すものとすれば永正十四年、政盛は在国していたのかもしれない。しかし、それにしても永正九年には親忠が発しており、この前後政盛が備後を留守に（すなわち在京）していたのは確実と思われる。

まとめ

以上によって次の三つの事実が明らかになったと思う。

一、六号文書の発給者は、宮政盛の嫡子親忠であること。

二、文書の発給年月日は、永正八年五月十日であること。

三、内容は、有木小次郎に宮政盛安堵状の到来を告げたものであること。

そして、文書発給の背景には当時の政情が大きく影響していること、すなわち宮氏の当主政盛は大内氏に従って上洛中であり、嫡子親忠が代わって国元の政務を見ていたことが分かるのである。

宮氏は室町幕府の奉公衆として幕府の盛時には常時在京していた国人領主である。その点から見れば当主が在京し、嫡子が国元の政務を見るという形態は別に不思議でも何でもないと言える。しかし、奉公衆の体制が崩壊し去った十六世紀初頭このような形態が見られるということは別な観点からの理解が必要である。つまり、政盛の在京は奉公衆としてのそれよりも中国地方に大きな勢力を持っていた大内氏の圧力による、

こう考えた方が良いのである。

大内氏の圧力に対して芸備地方の国人領主の採った対応は様々であった。安芸毛利氏の場合、当主興元の上洛中は井上氏を中心とする宿老によって政務が執られたが、その結果、庶子元就の所領は井上一族によって押領されている。国人領主の在京には大きな危険が伴ったのである。

宮氏の場合、当主の留守を嫡子を守ることによってこの危機に対応しようとした。そして、この結果出されたのが六号文書であった。書中の「社頭の御供、無沙汰に於いては何時たりといえども改むべく候」という文言は、この危険に対する政盛父子の決意を示した蓋し名言と言えよう。

随 想

雨月物語とふるさと讃岐

佐藤 秀子

雨月物語、卷之一の白峯は、讃岐の坂出にある五色の峰（赤白青黒黄）のうちの一つ、白峰山が舞台となっている。北側には絶壁の兎ヶ獄、山麓左には南北朝、一三六一年、足利義詮の執事の細川清氏が菅領細川頼之と対戦した高屋城址があり、家臣の墓である三十六塚もある。

高校時代の放課後はいつも図書館にゆき、殆どがセピア色の本に囲まれて、古びた机や床に語りかける夕日を眺めて、もの想いにふけていたが、古文の時間に習った吉備津の釜の結末の凄惨さと江戸時代の板本の挿絵が心に残り、その日は雨月物語を全巻読み通した。

崇徳上皇の受けた讃岐配流の措置は謀反を起したとは言え（母と祖父、白河法皇の不義の子であることが父の鳥羽天皇に疎んぜられる遠因となり、実子の親王も帝位につけなかったこと等）保元の乱や同時代の本を讀むにつけ、すべて、この事件の元凶は、独裁、専制的で愛憎の念が、激しかった法皇にある様に思え、崇りと読める一字を上皇の名につけたことも因縁めいていて、秋成が、この物語を後世の上皇に同情的な庶民感情に基づいて書いたらしいという後書きを読んだ時は、なぜか嬉しかった。